

回 答 書

業務の名称 北部浄化センター施設点検運転監視等業務
(平成31年(2019年)4月1日から平成36年(2024年)3月31日まで)

上記業務について下記のとおり質問がありましたので回答します。

平成31年 1月31日

質問事項
<p>1. 別紙2 総合評価方式評価項目一覧において、下記評価項目の備考欄に「これらについては誓約事項となり、履行確認の対象とします。」との記載がありますが、他の評価項目に関しては、履行確認の対象とはならない、との理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「評価項目11」業務責任者以外の配置予定従事者の技量 「評価項目12」業務責任者以外の配置予定従事者の経験年数 「評価項目15」配置予定従事者の危機管理体制</p>

回 答
<p>入札公告6(12)(p10~p11)に記載のとおり、「総合評価において受注者が提案した内容については、仕様書等と同様に契約事項となり、受注者は履行する責務を負います。…契約額から減額するなどの措置を行います。」</p> <p>したがって、評価項目11、12、15に限らず、技術提案書に記載いただいたり、ヒアリングにおいて説明していただいた内容については契約事項としてすべて履行していただく必要がある事項であり、履行確認の対象となります。</p>